

串本町の新型コロナウイルス 対策事業のご案内

まちなか・子育て応援弁当事業

新型コロナウイルス感染症対策のため町内の学校が休校になったことで子どもの食事の提供に要した費用等の支援と感染症の影響を受けてテイクアウトに移行している飲食店の支援を行います。

対象者 令和3年3月31日で満18歳以下となる児童
(平成14年4月2日～令和2年6月1日までに
生まれた町内在住の児童)

給付額 児童一人当たり**5,000円**
(100円分×50枚)のクーポン券を5月下旬に郵送で配布予定

利用方法 「串本町まちなか応援ごはん」に登録している店舗で
利用できます。
※利用期間：令和2年8月31日まで

お問合せ 担当課：こども未来課 連絡先 67-7027

準要保護児童生徒昼食費援助事業

学校の臨時休業により、経済的に困窮な状況にある準要保護児童生徒の在宅生活が長引く中、学校給食費2ヶ月分の代替として昼食費を援助します。

対象者 串本町に住所があり、準要保護認定を受けている児童生徒

給付額 小学生：8,400円 中学生：9,000円

支払方法 串本町で準要保護認定を受けている児童生徒は申請不要で、
保護者口座に振り込みます。
※6月上旬に振込予定
(他市町村で準要保護認定を受けている児童生徒は、申請書の提出が必要です。)

お問合せ 担当課：教育課 連絡先 72-0017

学生生活支援事業

新型コロナウイルス感染症対策で親の収入減やアルバイトができない状況で学生生活が困難な状況となった大学生等を支援します。

対象者 串本町出身で大学・大学院
短期大学・専門学校・高専(4年生以上)
予備校に通っている学生

給付額 学生一人につき**30,000円**

申請方法 ・申請用紙に必要書類を添えて提出。※メールでも提出可
(用紙は役場窓口、ホームページでダウンロードできます。)
※申請期間：令和2年5月25日～令和2年8月31日

必要書類 ・口座が確認できる書類
・次の①～③のいずれか一つ
①学生証明書(写し) ②在学中を証明できる書類(写し)
③入学が確認できる書類(写し)

お問合せ 担当課：教育課 連絡先 72-0017

小規模事業者等支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した小規模事業者到店舗等の賃借料を基本とする事業継続に係る資金を給付し収束後の経済活動の再開を支援します。

対象者 ・主たる店舗が串本町内に所在(支店は不可)
・従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)
・組合、政治・経済・文化団体・宗教団体等でないこと。
・町税の未納がないこと
・借り店舗の場合は、借主と事業者が同じであること。
※店舗が複数ある場合、対象は主たる店舗(1店舗)のみです。

支給内容 ・1月分の家賃×0.8×3ヶ月(最大**12万円**まで)
・持ち店舗は一律**30,000円**

申請方法 ・申請書に必要書類を添えて産業課に郵送
・直接提出する場合は、役場1階申請所(総務課前)へ提出
※直接提出する場合は、お時間を頂く場合があります。
(申請期間：令和2年5月25日～令和2年8月31日)
※相談は事前予約が必要です。

必要書類 ・事業が確認できる書類(写し) ※営業許可、直近の確定申告書等
・家賃が確認できる契約書等(写し)

お問合せ 担当課：産業課 連絡先 62-0557